

高松市監査委員告示第 12 号

監査結果（定期監査・行政監査）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和 7 年 3 月 3 日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	大	西		均
同	中	西	俊	介
同	北	谷	悌	邦

監査結果に基づく措置通知

(定期監査・行政監査)



令和 7 年 3 月 3 日

高 松 市 監 査 委 員

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知一覧

措置通知 No.	監査 実施 年度	告示日	告示 番号 ※	区分 ※	項目	公表文 該当 ページ	所管課等		措置 通知日
1	R元	R2.2.28	第4号	指摘【重点】	行政財産の使用許可に当たり、許可期間が1か月以上のものは、「行政財産使用許可台帳」を作成しなければならないところ、作成していないもの	P 24	創造都市推進局	農林水産課	R7.2.10
2				指摘【重点】	普通財産の貸付に当たり、貸付期間が1か月以上のものは、「普通財産貸付台帳」を作成しなければならないところ、作成していないもの	P 24		競輪場事業課	R7.2.10
3				指摘【重点】	行政財産の使用許可で、使用料を免除するに当たり、申請者から使用料減免申請書を徴していないもの又は徴していない明確な理由が示されていないもの	P 24	都市整備局	交通政策課	R7.1.24
4				意見【重点】	適正な支出管理について	P 12	創造都市推進局	競輪場事業課	R7.2.10
5	R3	R4.2.28	第3号	意見	研修集会施設等の管理業務に係る謝礼金額の見直しについて	P 16	創造都市推進局	農林水産課	R7.2.10
6	R4	R4.12.5	第26号	指摘	補助金等の適正な交付事務について	P 8	市民局	協働コミュニティ推進課	R7.1.14
7	R6	R6.7.1	第17号	指摘	委託契約の見積徴収に係る適正な事務処理について	P 9	財政局	市民税課	R7.2.7
8				指摘	指名競争入札における予定価格調書の作成について	P 14	環境局	環境施設対策課	R7.1.31

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

※ 【重点】 …… 「平成31年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したもの。

《参考》平成31年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 平成31年度の重点取組事項

(1) 準公金の管理について

準公金とは、公金（市の会計規則等の適用を受け管理される現金、預貯金、有価証券等）以外の現金等で、市からの補助金等を受ける団体（実行委員会なども含む）のうち、市の職員が管理しているものであるが、公金でないため、その管理や経理事務等については、地方自治法及び高松市会計規則の適用がなく、財務監査（財政援助団体等監査を除く）や会計管理者の審査の対象外となっており、チェック体制が不十分であることから、公金と比較してリスクの高い事務になっている。

本市では準公金を管理・執行する所管課は多数あり、その取扱も団体により異なっていることから、管理や事務執行の適正性はもとより、経済性・効率性・有効性（いわゆる3E）の観点から、平成31年度は行政監査として準公金の管理について、監査を実施する。

(2) 財産の管理について

地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定している。

本市の財産は、市民の負担に基づき形成されたものであり、地方財政法の規定のとおり、適正に管理するとともに、有効に活用することが求められている。

平成30年度において、土地・建物等の公有財産を中心に、その管理が適正かつ効率的に行われているか、効果的な運用が図られているかなどの観点から定期監査を実施し、監査対象局に対しては、監査委員の指摘や意見を付してきたが、2年で全局を一巡する監査であることから、平成31年度においても、引き続き同様の監査を実施する。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和元年度／創造都市推進局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第4号	告 示 日	令和2年2月28日
区 分	指 摘 【重 点】		
指 摘 の 項 目	行政財産の使用許可に当たり、許可期間が1 か月以上のものは、「行政財産使用許可台帳」を作成しなければならないところ、作成していないもの		
指 摘 の 内 容	公有財産事務取扱規則等の遵守について周知徹底を図るとともに、課内（特に管理職員）のチェック体制を構築されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P24		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年2月10日
所 管 課 等	創造都市推進局 産業経済部 農林水産課
措 置 結 果	本件指摘事項については、監査結果報告を受けて以降、許可期間が1か月以上のものについて、行政財産使用許可台帳を作成している。 また、高松市公有財産事務取扱規則等の遵守について、定期監査等での指摘事項に係長会で共有し、課内において周知徹底を図るとともに、行政財産使用許可台帳管理簿を作成し、管理職員が、同台帳を一元管理し、作成状況を確認することとしている。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和元年度／創造都市推進局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第4号	告 示 日	令和2年2月28日
区 分	指 摘 【重 点】		
指 摘 の 項 目	普通財産の貸付に当たり、貸付期間が1 か月以上のものは、「普通財産貸付台帳」を作成しなければならないところ、作成していないもの		
指 摘 の 内 容	公有財産事務取扱規則等の遵守について周知徹底を図るとともに、課内（特に管理職員）のチェック体制を構築されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P24		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年2月10日
所 管 課 等	創造都市推進局 産業経済部 競輪場事業課
措 置 結 果	本件指摘事項については、令和2年度以降、貸付期間が1か月以上のものについては、普通財産貸付台帳を作成している。 また、事務処理に当たっては、課内全職員に対し、電子メールにより、定期監査による指摘内容及び対応方法のほか、高松市公有財産事務取扱規則の再確認とその遵守について周知を行い、再発防止に努めている。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和元年度／都市整備局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第4号	告 示 日	令和2年2月28日
区 分	指 摘 【重 点】		
指 摘 の 項 目	行政財産の使用許可で、使用料を免除するに当たり、申請者から使用料減免申請書を徴していないもの又は徴していない明確な理由が示されていないもの		
指 摘 の 内 容	公有財産事務取扱規則等の遵守について周知徹底を図るとともに、課内（特に管理職員）のチェック体制を構築されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P24		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年1月24日
所 管 課 等	都市整備局 交通政策課
措 置 結 果	本件指摘事項に係る行政財産の使用については、他課による使用であり、行政財産の目的外使用に該当しないことが判明したため、令和2年度から、借用願を提出させる事務処理に変更している。 なお、5年度からは、当該借用願の使用料の項目について、記載不要のため削除した。 また、管理職員を含めた当課職員全員に高松市公有財産事務取扱規則等の内容を改めて確認させることで、決裁過程においても、処理誤りが生じないように、チェック機能を強化し、適正な事務処理に努めている。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和元年度／創造都市推進局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第4号	告 示 日	令和2年2月28日
区 分	意 見 【重 点】		
意 見 の 項 目	適正な支出管理について		
意 見 の 内 容	準公金に係る支出事務については、チェック体制を強化し、適正に事務処理されたい。 また、協議会に係る事務を移管する際には、当該事例を申し送り書に記載するなど、移管先においても適切に事務処理がされるよう引継ぎされたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P12		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年2月10日
所 管 課 等	創造都市推進局 産業経済部 競輪場事業課
措 置 結 果	本件意見に係る職員による立替払の精算が行われていない準公金については、令和2年3月26日に精算を行った。 また、「公営競技場から暴力団・ノミ屋等を追放する四国ブロック協議会」の事務局に関する事務を移管する際には、当該事例の申し送りをを行い、移管先においても適正に事務処理が行われるよう引継ぎを行った。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和3年度／創造都市推進局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第3号	告 示 日	令和4年2月28日
区 分	意 見		
意 見 の 項 目	研修集会施設等の管理業務に係る謝礼金額の見直しについて		
意 見 の 内 容	施設管理業務に係る謝礼金については、各施設の管理業務内容を精査し、各町間で公平性が損なわれないよう、謝礼金額の見直しを図られたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P16		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年2月10日
所 管 課 等	創造都市推進局 産業経済部 農林水産課
措 置 結 果	本件意見については、令和4年度に、所管している研修集会施設等の管理業務内容を施設ごとに整理し、各施設の管理人との協議を経て、5年度から、塩江町高齢者活動促進センターの管理業務に係る謝礼金を、業務に見合った金額に見直した。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.6

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和4年度／市民局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第26号	告 示 日	令和4年12月5日
区 分	指 摘		
指 摘 の 項 目	補助金等の適正な交付事務について		
指 摘 の 内 容	補助金等の交付事務については、補助事業の内容を十分に確認した上で、他の事業と重複して交付することがないようにするなど、所管課として適正な審査及び実績確認ができる体制を構築されたい。 また、実績報告に係る収支決算書の作成について、地域コミュニティ協議会に対し、明確かつ具体的に記載するよう、指導、周知することを徹底されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P8		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年1月14日
所 管 課 等	市民局 地域協働部 協働コミュニティ推進課
措 置 結 果	本件指摘事項については、高松市地域まちづくり交付金に係る令和6年度版事務の手引きにおいて、同交付金と他の助成金を併用して事業を実施する場合の注意点として、併用する助成金の要件を確認することや、収支予算書等に併用する旨を記載するよう明記するとともに、6年2月に開催した事務局長及びセンター長合同会において、周知及び指導を行った。 また、同交付金と類似する他の助成金の交付及び実績報告に当たっては、複数の関係職員で書類を確認・審査するよう事務処理を改めた。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.7

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和6年度／財政局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第17号	告 示 日	令和6年7月1日
区 分	指 摘		
指 摘 の 項 目	委託契約の見積徴取に係る適正な事務処理について		
指 摘 の 内 容	契約に係る見積徴取に当たっては、指定した期限までに提出された見積書により業者を決定するとともに、同様の事務処理誤りが繰り返されないよう、所属内における適切な審査体制を構築されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P9		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年2月7日
所 管 課 等	財政局 税務部 市民税課
措 置 結 果	本件指摘事項については、令和6年12月から、見積徴取において、見積書の提出日が指定期限内であることのほか、見積状況調書など関係書類間の金額に整合性がとれていることなど、各種書類の内容を、担当職員のみならず、複数人で確認した上で、業者を決定している。 また、所属内の係長会やリスクマネジメント会議等を活用し、監査結果を共有し、契約方法にかかわらず、高松市契約規則等を遵守するよう周知・徹底するなど、審査体制の強化を図っている。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.8

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和6年度／環境局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第17号	告 示 日	令和6年7月1日
区 分	指 摘		
指 摘 の 項 目	指名競争入札における予定価格調書の作成について		
指 摘 の 内 容	指名競争入札における予定価格については、仕様書、設計書等により、適正に価格を決定するとともに、当該価格を予定価格調書に記載し封書にした上で、開札時に開札場所に備えられたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P14		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年1月31日
所 管 課 等	環境局 環境施設対策課
措 置 結 果	本件指摘事項については、令和6年7月に、「発注時チェックシート」を作成し、決裁者や必要書類の確認を徹底するとともに、指名競争入札を行う場合には、設計書等に基づき作成した予定価格調書を封書にし、開札時に備えている。 また、同シートの運用については、課内全職員に周知するとともに、決裁文書に添付するなど、チェック体制を見直すこととした。